

平和人権対策特別委員会

日 時 平成24年5月24日（木） 午前10時00分～
場 所 第1委員会室

1 開議

2 日程説明

3 所管事項調査

○亀岡市犯罪被害者等支援条例の制定について

4 質疑

5 今後の取り組みについて

6 その他

7 閉議

亀岡市犯罪被害者等支援条例の制定について

施行日	平成24年4月1日
条例の内容等	資料1のとおり
亀岡市犯罪被害者等支援条例	資料2のとおり
亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱	資料3のとおり
犯罪被害者等の連携協力に係る協定書	資料4のとおり
支援実績	篠町府道王子並河線での交通死亡事故被害者家族に対して、死亡届手続きに際し、警察と協力して支援にあたった

亀岡市犯罪被害者等支援条例の制定について

～平成24年4月1日施行～

市民の誰もが犯罪の被害に遭う可能性のある中、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、市民すべての願いであり、これまでも行政、地域そして市民一人ひとりが犯罪を抑止するためのさまざまな取り組みを行ってきました。

しかし、犯罪被害者やその家族、遺族等は、十分な支援を受けられず、深刻な状況に置かれています。

こうした状況を市民一人ひとりがしっかりと認識し、犯罪被害者等が元の平穏な日常生活を早期に取り戻すために、社会全体で支援していくことが大変重要です。

亀岡市では、行政、関係機関、市民などが協力、連携して犯罪被害者等を支援していくため、基本理念や市および市民などの責務を明らかに示した「亀岡市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

皆様との連携・協力のもと、犯罪被害者等支援を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

亀 岡 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 の 内 容

基 本 理 念

犯罪被害者等に対する支援は、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、事情に応じて適切に途切れることなく行われるものとします。

また、支援にあたっては、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、個人情報の適正な取扱いに十分配慮して行われるものとします。

市 の 責 務

◎犯罪被害者等の支援のための施策を策定し実施します

◎関係機関などと連携・協力します

市民の責務

◎犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市や関係機関などが行う支援に協力するよう努めます

犯罪被害者等への支援

- ◎相談窓口を設置し、必要な情報の提供および助言を行います
- ◎市内連絡会議を設置し、個別施策についての連絡調整を行います
- ◎被害直後の速やかな経済的支援として、要綱に基づき見舞金を支給します
- ◎市営住宅などを一時的に提供します

亀岡警察署との連携

亀岡市犯罪被害者等支援条例の施行に伴い、亀岡市と亀岡警察署の一層の連携と協力関係を明確にするため、平成24年4月9日、「犯罪被害者等支援の連携協力に係る協定書」を取り交わしました。

見舞金の支給概要

目的

犯罪被害者等の被害による経済的負担の軽減

対象犯罪被害

犯罪行為（過失等による行為を除く）による死亡または全治1ヶ月以上の加療を要する傷害

支給対象者

市内に住所を有する被害者、第1順位の遺族

支給額

遺族見舞金 30万円

傷害見舞金 10万円

亀岡市条例第3号

亀岡市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、京都府その他の本市以外の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内において活動する事業者その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等への支援)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

- 3 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等を行うことができる。

- 4 市は、前3項に規定する支援を総合的に行うための窓口及び連絡会議を設置するものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、学校、家庭及び地域社会において、生命と人権を尊重するための活動を推進するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

亀岡市告示第35号

亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市犯罪被害者等支援条例(平成24年亀岡市条例第3号)第6条第2項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害(医師の診断により全治1月以上の療養を要するものに限る。以下同じ。)をいう。
- (3) 遺族 犯罪行為により死亡した者の遺族のうち当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有するものをいう。
- (4) 被害者 犯罪行為を受けた者のうち当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたものをいう。
- (5) 見舞金 次条に規定する遺族見舞金及び傷害見舞金をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、この要綱の定めるところにより、第5条第2項の規定による第1順位の遺族に対し遺族見舞金を、傷害を受けた被害者(傷害を受けた時から引き続き市内に住所を有するものに限る。)に対し傷害見舞金を支給するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 傷害見舞金 100,000円

2 被害者が死亡した場合でその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金が支給されているときの遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上あるときは、遺族見舞金は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数によって等分して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項の被害者に該当する場合については、この限りでない。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(遺族見舞金の支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする遺族(以下この条において「申請者」という。)は、亀岡市遺族見舞金支給申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書)
- (3) 申請者と被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
- (4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給の申請)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする被害者は、亀岡市傷害見舞金支給申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 傷害を受けた日、療養に要する期間及び傷害の状態を証明する医師の診断書
- (2) 住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票の記載事項証明書)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支給の申請の期限)

第9条 前2条の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が、当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに、亀岡市犯罪被害者等見舞金支給決定(却下)通知書(別記第3号様式)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(見舞金の請求)

第11条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、亀岡市犯罪被害者等見舞金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給の決定の取消し等)

第12条 市長は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告等)

第13条 市長は、前条の規定により見舞金の支給決定を取り消すとき、又は見舞金を返還させるときは、その範囲内において報告を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱の施行後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

別記第1号様式（第7条関係）

亀岡市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

フリ ガナ
氏 名
申請者 住 所
連絡先(電話番号)
被害者との続柄

㊞

次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃			
犯罪行為が行われた場所					
被害者	フリ ガナ 氏 名		性 別	男 ・ 女	
			生年月日	年 月 日	
	犯 罪 行 為 が 行われた時の住所				
	死 亡 年 月 日	年 月 日			
被 害 の 発 生 状 況					
当該犯罪行為に係る 傷害見舞金の支給有無		有 ・ 無			
取 扱 警 察 署 及 び 被害届の受理番号		警察署（ 年 月 日 第 号）			
他の 第一 順位 遺族	氏 名	被害者との続柄	住 所		
備 考					

（状況調査に係る同意確認事項）

申請に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏 名 ㊞

第2号様式（第8条関係）

亀岡市傷害見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

フリ ガナ
氏 名

⑩

申請者 住 所
連絡先(電話番号)

次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所			
被害者	フリ ガナ 氏 名	性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
	犯 罪 行 為 が 行われた時の住所		
被 害 の 発 生 状 況			
負 傷 し た 日	☐ 犯罪行為が行われた日	☐ 左記以外の日 年 月 日	
負 傷 の 状 況			
取 扱 警 察 署 及 び 被 害 届 の 受 理 番 号	警察署（ 年 月 日 第 号）		
備 考			

（状況調査に係る同意確認事項）

申請に係る犯罪被害等の状況調査にあたり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏 名 _____ ⑩

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長



亀岡市犯罪被害者等見舞金支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等
見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給については、下記のとおり決定
しましたので通知します。

記

1 決定

支給決定額

円

2 却下

理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者

住所氏名電話番号

印

亀岡市犯罪被害者等見舞金請求書

次のとおり、犯罪被害者等見舞金を請求します。

記

請求金額

円

（犯罪被害者等見舞金の種類 ☐ 遺族見舞金 ☐ 傷害見舞金）

支払方法	☐ 現金払い						
	☐ 口座振替	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 協同組合				
			本店 ・ 支店				
			預金種別	普通 ・ 当座 ・ ()			
			口座番号				
		ゆうちょ銀行	記号		番号		
	フリガナ 口座名義人						

犯罪被害者等支援の連携協力に係る協定書

(目的)

第1条 この協定は、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）に基づき、亀岡市（以下「甲」という。）と京都府亀岡警察署（以下「乙」という。）が犯罪被害者等の支援に関し、双方が連携し、及び協力することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(連携協力の内容)

第3条 犯罪被害者等からの相談に基づき、甲と乙が連携して支援を推進する必要があると認められた場合、犯罪被害者等の二次的被害の防止に配慮しつつ、協議のうえ適切な支援を行うこととする。

2 甲及び乙は、亀岡犯罪被害者支援連絡協議会の会員として、その運営に積極的に協力するものとする。

3 甲及び乙は、それぞれが行う犯罪被害者等の支援のための各種施策、啓発活動等に互いに協力するものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、甲にあっては亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の規定に基づき、乙にあっては京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を犯罪被害者等の支援を行う目的以外に利用又は提供してはならない。

(協議)

第5条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年4月9日

甲 亀岡市
亀岡市長

栗山正隆



乙 京都府亀岡警察署
亀岡警察署長

大棚 吉一



亀岡市議会平和人権対策特別委員会

(資 料)

平成24年5月24日

亀 岡 市
亀岡市教育委員会

平和の取り組み	
基本的考え (1) 一自治体ながらも21世紀を「平和の世紀」「人権の世紀」としななければならないとの思いから、それに向かって積極的に行動すること。 (2) 昭和30年、市制施行と同時に世界連邦平和都市を宣言した市として、8月を平和月間と位置付け、平和の発信に努めてきた。平成22年に「核兵器廃絶」の趣旨を含めた「世界連邦・非核平和都市」を新たに宣言した。これからも世界の恒久平和を願うとともに、これを広く内外に発信すること。 (3) 全ての行政施策＝市民福祉は、平和であることが前提であり、基本となるもの。地道な平和の取り組みの積み重ねが、安全・安心のまちづくりにつながるものと考えていること。	
平成24年度事業計画	平成23年度実績
(1) “ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅 ◇ 人類史上初めての原爆被災地となった平和象徴の地・広島で平和の尊さを学ぶべく、親子平和の旅実施委員会が主催して市内小学生親子が広島を訪れ、併せて、平和学習会を開催する。 ● 実施時期：7月29日～30日 ● 事前学習会：7月20日に開催 ● 参加者：約20組40名参加を予定 ● 視察地：平和記念公園、平和記念資料館、原爆ドームなど ● 啓発：参加者の感想文等をヒューマンフェスタなどで展示	(1) “ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅 ◇ 人類史上初めての原爆被災地となった平和象徴の地・広島で平和の尊さを学ぶべく、親子平和の旅実施委員会が主催して実施。市内小学生親子らが広島を訪れ、併せて、被爆体験談を受講。市内から寄せられた折鶴を原爆の子の像に捧げた。 ● 実施期間：7月24日～25日 ● 事前学習会：7月15日に開催 ● 参加者：親子15組30名 事務局（市職員3名） ● 視察地：平和記念公園、平和記念資料館、原爆ドームなど ● 啓発：ヒューマンフェスタ2011（11月17日～23日）で参加者の感想文等を展示

(2) 亀岡平和のパネル展 ◇ 11月18日のヒューマンフェスタ開催時に、人権啓発作品展と同時開催する。 展示品：「ヒロシマの旅」関係、「平和のコスモス園」関係、平和の歌「うつくしもの」関係など (3) 平和のコスモス園事業 ◇ 平和の歌「うつくしもの」を通じて、岡山市内の中学校と交流を続ける本市中学生が、歌詞に出てくる「コスモス」の種を市内の農地（休耕田等）に蒔き、平和と友好をPRする。 (4) 平和の想いを託す折鶴製作 ◇ 市民やギャラリーかめおかデイサービスセンターの利用者等が製作する折鶴を、“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅参加者に託す。	(2) 亀岡平和のパネル展 ◇ 11月23日のヒューマンフェスタ開催時に、「世界連邦・非核平和都市」を周知啓発するため、平和の取り組みコーナーを設けて人権啓発作品展と同時開催した。 - 展示品：「被爆ピアノ平和コンサート」関係、平和の歌「うつくしもの」関係、「ヒロシマの旅」関係、「平和のコスモス園」関係など平和の取り組みコーナーで紹介 (3) 平和のコスモス園事業 ◇ 平和の歌「うつくしもの」を通じて岡山市立富山中学校と交流を続ける亀岡中学校と詳徳中学校が歌詞に出てくるコスモスを平和のシンボルとして、農家の協力を得ながらコスモスの種をJR亀岡駅北の“保津観光コスモス園”と篠町柏原地区の農地に生徒が蒔き、昨年度に引き続き、平和交流をPRした。また、詳徳中学校は近郊の福祉施設や保育園、幼稚園等にコスモスの花を持参し、地域の方々に平和への思いを届けた。 - 種蒔き：7月上旬 - 開花見頃時期：9月上旬 (4) 平和の想いを託す折鶴製作 ◇ ガラリーかめおかデイサービスセンターの利用者等が製作する折鶴5,100羽を、“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅参加者に託し、平和記念公園の「原爆の
--	---

(5) 平和祈念式典の開催 ◇ 世界の恒久平和を願い、毎年開催している「平和祭」行事の中心的事業として、8月7日に挙行。 ・ 場所：平和台公園平和塔前 ・ 参加者：市議会議員、自治委員、遺族会役員 他 約200名 ・ 内容：「平和の灯」の採火と点火、正午の黙とう、市長式辞、献花、平和の誓い、放鳩 など ・ その他：市広報紙「キラリ☆かめおか おしらせ」で、平和祈念式典開催中の8月7日正午、全市民に黙とうを啓発。市内の寺院、神社、教会等が鐘、太鼓、オルガン、サイレン等吹鳴 (6) 平和の歌「うつくしもの」を通じた平和の発信 ◇ 平和活動を行う団体にCDを提供する。 ◇ 「うつくしもの」に関する音楽活動等に対し、後援等を行う。 (7) 「世界連邦・非核平和都市宣言」の周知・啓発 ◇ 「核兵器廃絶」を趣旨とする「世界連邦・非核平和都市宣言」を8月の平和月	子の像」に捧げた。 (5) 平和祈念式典の開催 ◇ 世界の恒久平和を願い、毎年開催している「平和祭」行事の中心的事業として、平和台公園平和塔前で挙行。 ・ 日時：8月7日 午前11時45分～午後0時45分 ・ 会場：平和台公園平和塔前 ・ 参加者：約200名（市議会議員、自治委員、遺族会、“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅参加者ほか） ・ 内容：採火と点火（ボーイスカウト、ガールスカウト）、「世界連邦・非核平和都市宣言」宣言文を参加者全員で唱和、黙とう、市長式辞、献花、全員礼拝、平和の誓い（“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅参加者）、平和の歌「うつくしもの」合唱、放鳩（緑の少年団）、灯の点火、灯送り（ボーイスカウト、ガールスカウト） (6) 平和の歌「うつくしもの」を通じた平和の発信 ◇ 平和活動を行う団体にCDを提供。 ◇ 「うつくしもの」に関する音楽活動等に対し、後援等を行う。 (7) 「世界連邦・非核平和都市」宣言の周知・啓発 ◇ 「核兵器廃絶」の趣旨とした「世界連邦・非核平和都市宣言」1周年を記念
---	--

間時に市民等に周知・啓発をするため、「平和の標語」・「世界連邦・非核平和都市宣言」の懸垂幕を市庁舎懸垂幕塔に掲出し、「世界連邦・非核平和都市」等をPR。 (8) 図書展示・貸出 ◇ 「平和についてみんなで考えよう！PART XⅡ」を市立図書館中央館、各分館等で開催。 ● 実施期間：8月1日～31日 (9) 「戦争平和展」の開催 ◇ 平和月間である8月の原爆記念日、終戦記念日にあわせて、亀岡市文化資料館展示事業として開催。 ● 実施期間：7月28日（予定）～8月31日 ● 内容：戦争にかかわる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示 ● 会場：亀岡市文化資料館ロビー	して、8月の平和月間時に市民等に周知・啓発をするため、各種平和事業を実施した。 また、「平和の標語」・「世界連邦・非核平和都市宣言」の懸垂幕を市庁舎懸垂幕塔に掲出し、「世界連邦・非核平和都市」等をPR。 ● 主な事業：8月21日にガレリアかめおかでピアニスト山田紗耶加氏による「被爆ピアノ平和コンサート」を開催、市内在住の被爆体験者等による講話 ※参加者約200名 (8) 図書展示・貸出 ◇ 8月の平和月間にちなみ、戦争と平和をテーマにした図書の特別展示・貸し出しを行った。 ● 図書展示・貸出期間：8月1日～31日 ● テーマ：「平和についてみんなで考えよう！PART XⅠ」 (9) 「戦争平和展」の開催 ◇ 平和月間である8月の原爆記念日、終戦記念日にあわせて、亀岡市文化資料館展示事業として開催。 ● 実施期間：8月6日～8月31日 ● 内容：戦争にかかわる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示 ● 会場：亀岡市文化資料館ロビー ● 期間中の入館者数561人
--	--

(10) 職員募金活動 ◇ 難民飢餓救済等のための世界連邦宣言自治体全国協議会主催の、自治体職員一人 100円募金活動を行う。 (11) 懸垂幕等の掲出 ◇ 市庁舎懸垂幕搭に掲出し「世界連邦・非核平和都市宣言」をPR。 ◇ 市庁舎エントランスホールに「世界連邦・非核平和都市宣言」の看板を掲出。 (12) その他 ① 24時間テレビ「愛は地球を救う」亀岡募金所の開設と後援 ◇ 京都24時間の主催により、昨年に引き続き平和を願う市民の情熱を全国に発信することを目的として、8月下旬にガレリアかめおかで募金活動やイベントを開催予定 ②京都芸術祭「亀岡うつくしものコンサート」の開催と後援 ◇ 京都芸術祭音楽部門実行委員会主催により、若手音楽家が9月17日にガレリアかめおか響ホールで演奏会を開催予定	(10) 職員募金活動 ◇ 難民飢餓救済等のための世界連邦宣言自治体全国協議会主催の自治体職員一人 100円募金で、本市職員が平成24年2月に85,358円を募金。 (11) 懸垂幕等の掲出 ◇ 市庁舎懸垂幕搭に掲出し「世界連邦・非核平和都市宣言」をPR。 ◇ 市庁舎エントランスホールに「世界連邦・非核平和都市宣言」の看板を掲出。 (12) その他 ① 24時間テレビ34「愛は地球を救う」亀岡募金所の開設と後援 ◇ 京都24時間テレビの主催により、平和を願う市民の情熱を全国に発信することを目的として、8月20日～21日にガレリアかめおかで募金活動やイベントを開催。幼児を含む幅広い来場者約1000人が入場し、心温まる募金や平和を祈るメッセージをいただいた。 ②災害支援団体「YAMATO」の「平和な復興を呼びかける看板」設置と「市民が手を繋ぐ『復興の絆』等に係る後援 ◇災害に強い街づくりを進める事を目的として、平成23年5月～12月に看板を設置して平和な復興を啓発 ・設置場所：団体代表宅 家の側壁
--	--

	◇ 8 月 7 日の平和祈念式典後に平和塔から市民が手を繋ぎ、被災地の復興を願い絆を深めるため、黙とうを捧げた。
--	---

人権啓発の取り組み

基本的考え

本市は、同和問題の早期解決を目指す取り組みを、人権問題の解決という大きな枠組みと生涯学習の中で位置付け、人権啓発・人権教育の積極的な展開を図っています。

お互いの人権を尊重し、性別や世代に関わりなく、ともに認め合い支え合う家族的地域社会を築くことは、安全・安心で心安らかな市民生活を送る上でもっとも基本となるものです。啓発活動を中心とした取り組みの推進により、豊かな人権感覚と、差別のないまちづくりに向けて行動できる市民意識の啓発に努め、人権尊重のまちづくりをすすめることを「第4次亀岡市総合計画」に掲げ、市民と連携しつつ、人権啓発事業の積極的な推進を図ることとしています。

具体的には、次のことに留意して、人権啓発の取り組みをすすめています。

1. 亀岡市人権教育・啓発推進指針（平成14年12月策定）の尊重
2. 亀岡市人権啓発推進協議会等との連携の重視
3. 人権行政推進本部を中心とした総合行政としての人権行政の推進

平成24年度事業計画	平成23年度実績
(1) 広報事業 ① 人権啓発作品の募集 ・ 期間 6月1日(水)～7月31日(金) ・ ポスター、作文、メッセージの募集。入賞作品は「ヒューマンフェスタ」で展示するほか「人権啓発カレンダー」等に活用。 ② 人権啓発ポスターの作成・配布 ・ 人権啓発作品を活用して作成予定。 ・ 12月の人権週間に合わせ関係機関へ配布・掲出。 ③ 人権啓発カレンダーの作成 ・ 人権啓発作品を活用し作成予定。 ・ 「ヒューマンフェスタ」入場者や学	(1) 広報事業 ① 人権啓発作品の募集 ・ 学校、PTA、事業所等に呼びかけ、6月～7月に募集、11,565点の取り組みがあった。(ポスター2,754点、作文2,707点、メッセージ6,104点) ・ 入賞作品(159点)は、「ヒューマンフェスタ」において展示するとともに、人権啓発日より「きずな」で紹介し、「人権啓発ポスター」「人権啓発カレンダー」等に活用した。 ② 人権啓発ポスターの作成・配布 ・ 人権啓発作品を活用して、600枚作成。12月の人権週間に合わせ関係機関へ配布・掲出。 ③ 人権啓発カレンダーの作成 ・ 人権啓発作品を活用し、2,500部作成。

校等に配布。 ④ 人権啓発だより「きずな」の発行 - 年3回（7、11、3月）発行、全戸配布予定。 ⑤ 男女共同参画啓発広報紙「ゆう・あいネット」の発行 - 年2回発行（9、2月）、全戸配布予定。 ⑥ 街頭啓発活動・啓発横断幕等の掲出 - 男女共同参画週間（6月）、京都府人権強調月間（8月）、人権週間（12月）に街頭人権啓発活動を実施予定。 - 男女共同参画週間（6月23日～29日）、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）、人権週間（12月4日～10日）等に横断幕等を掲出予定。 （2）啓発事業・講座 ① ヒューマンシネマ2012の開催 - 人権強調月間（京都府）、平和月間（亀岡市）にあわせて、平和と人権を考える機会として、映画を上映する。 - 実施予定日 8月12日（日） - 平和祭協賛事業として実施 - 上映映画「英国王のスピーチ」を予定。あわせて子供向けの啓発アニメ「桃色のクレヨン」、アニメ「カンフーパンダ2」も上映予定 ② ヒューマンフェスタ2012開催 - 実施予定日 11月18日（日） - 生涯学習人権啓発事業として実施。人権啓発作品展、人権擁護委員コーナーなどを予定。内容の詳細については今後検討していく。	「ヒューマンフェスタ」入場者や学校等に配布。 ④ 人権啓発だより「きずな」の発行 7月、11月、3月に3回発行（各30、700部）。全戸配布。 ⑤ 男女共同参画啓発広報紙「ゆう・あいネット」の発行 - 年2回発行（9、2月）、（各31、500部）、関係機関配置及び全戸配布。 ⑥ 街頭啓発活動・啓発横断幕等の掲出 6月23日（男女共同参画週間6月23日～29日）、8月4日（京都府人権強調月間）、12月6日（人権週間4日～10日）に街頭人権啓発活動を実施。 - 男女共同参画週間（6月23日～29日）、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）、人権週間（12月4日～10日）等に横断幕等を掲出 （2）啓発事業・講座 ① ヒューマンシネマ2011の開催 - 人権強調月間（京都府）、平和月間（亀岡市）にあわせて、平和と人権を考える機会として、映画会を実施した。 - 実施日 8月14日（日） - 平和祭協賛事業として実施 - 上映映画「紙屋悦子の青春」、子供向けのアニメ映画「ヒロシマに一番電車が走った」、「トイストーリー3」を上映。あわせて330人の参加を得た。 ② ヒューマンフェスタ2011開催 - 実施日 11月23日（祝・水）（一部展示は11月17日から）開催。 - 生涯学習人権啓発事業として実施。 - 人権啓発作品展、αステーションスペシャルステージ、ふれあい子ども動物園、人権擁護委員コーナー、子ども人権アニメ、文化センター等
--	---

③ ゆう・あいフォーラム2012開催 ・ 実施予定日 11月18日(日) ・ 男女共同参画啓発事業として実施。ワークショップなどを予定。内容の詳細については今後検討していく。 ④ 女性のための自己表現セミナー ・ 実施予定日 5月18日(金)、25日(金)、30日(水) ・ 「ココロもカラダも楽になるために」をテーマに3回連続講座として実施。(定員20人) ・ フェミニストカウンセラー、骨盤セラピー講師が講師。 ⑤ 男女共同参画ゆう・あい地域講座 ・ 自治会との共催による講座開催を予定 (3) 文化センター・児童館での啓発事業 ① 隣保館運営事業費補助事業(国・府補助) ・ 啓発・広報活動事業(館だより発行) ・ 周辺地域巡回事業(人権啓発講演会) ・ 隣保館デイサービス事業(おたのしみ会、体操教室、健康講座、会食サービス、カラオケ教室等) ・ 地域交流促進事業・交流促進講座開設事業(パソコン教室、さわやか健	の活動紹介などの内容で、約3,000人の参加を得た。 ③ ゆう・あいフォーラム2011開催 ・ 実施日 11月23日(祝・水)(一部展示は11月17日から) ・ 男女共同参画啓発事業として実施。 ・ 気象予報士正木明さんの講演、ワークショップ、パネル展示などを行い730人の参加を得た。 ④ 女性のための自己表現セミナー ・ 実施日 5月16日(月)、23日(月)、26日(木) ・ 「ここちよい関係をつくる～自己表現力みがき～」 「ココロとカラダをゆるめる～ありのままの自分探し～」 「ココロとカラダをゆるめる～カラダへのごほうびタイム～」をテーマに3回連続講座として実施。フェミニストカウンセラー、色彩コーディネーター、ヨーガ療法士が講師。 ⑤ 男女共同参画ゆう・あい地域講座 ・ 実施日 11月13日(日) ・ 東本梅町自治会と共催して実施。 ・ 「笑い与健康」をテーマに落語家の桂三扇さんが落語を交えて講演、54人が参加した。 (3) 文化センター・児童館での啓発事業 ① 隣保館運営事業費補助事業(国・府補助) ・ 啓発・広報活動事業(館だより発行) ・ 周辺地域巡回事業(人権啓発講演会) ・ 隣保館デイサービス事業(体操教室、健康講座、パッチワーク教室、手芸教室、会食サービス、カラオケ教室等) ・ 地域交流促進事業・交流促進講座開設事業(パソコン教室、さわやか健
---	---

康教室) ② 地域交流活性化支援補助事業（府補助） - 地域力活用事業（人権文化フェスティバル、文化芸術祭、花いっぱいまちづくり、街角サロン、土曜サロン、ホットはあと、東部センターまつり、親と子のセカンドハウスホットほっと、子育て情報局、保津ふるさと文化祭、いきいき夏まつり、児童館文化祭） - 文化・スポーツ交流事業（文化・芸術鑑賞会、大正琴教室、手話コーラス教室、ゲートボール教室、のびのび子育てサロン、習字教室、天川高齢者いきいき講座、天川ふれあい交流講座、天川のびのび講座、陶芸教室、高齢者健康講座、花づくり教室、川東あじさい子育て人権講座、川東ふれあい人権講座、パソコンよろず相談室、自然環境学習、東部高齢者いきいき講座、東部ふれあい人権講座、東部親子のびのび講座、保津ふるさと人権講座、保津高齢者いきいき講座、保津すこやか子育て講座、着物着付け教室、和楽器教室、地域カラオケ交流教室、いきいき交流教室、ふるさと別院人権講座、犬甘野ふるさと交流講座） - 児童交流事業（スキー教室、おたのしみ会、竹細工教室、子どもアトリエ教室、学童クラブ、あそびの学校、こどもクラブ、ゴロンとひろば）	康教室) ② 地域交流活性化支援補助事業（府補助） - 地域力活用事業（人権文化フェスティバル、文化芸術祭、花いっぱいまちづくり、街角サロン、土曜サロン、ホットはあと、東部センターまつり、親と子のセカンドハウスホットほっと、子育て情報局、保津ふるさと文化祭、いきいき夏まつり、児童館文化祭） - 文化・スポーツ交流事業（文化芸術鑑賞会「つながろうデイ」、大正琴教室、手話コーラス教室、ゲートボール教室、のびのび子育てサロン、習字教室、天川高齢者いきいき講座、天川ふれあい交流講座、天川のびのび講座、陶芸教室、いきいき健康講座、花づくり教室、川東あじさい子育て人権講座、川東ふれあい人権講座、パソコンよろず相談室、自然環境学習、東部高齢者いきいき講座、東部ふれあい人権講座、東部親子のびのび講座、保津ふるさと人権講座、保津高齢者いきいき講座、保津すこやか子育て講座、パソコン教室、和楽器教室、地域カラオケ交流教室、いきいき交流教室、ふるさと別院人権講座、犬甘野ふるさと交流講座） - 児童交流事業（スキー教室、おたのしみ会、竹細工教室、子どもアトリエ教室、学童クラブ、あそびの学校、こどもクラブ）
---	---

③ その他事業

- 人権問題啓発事業（人権学習会、人権啓発講演会、人権問題啓発講演会、人権研修会）

(4) 天川文化センター施設整備について

- 施設建設工事を実施。
- 平成25年度に旧施設の撤去作業

③ その他事業

- 人権問題啓発事業（人権啓発講演会、人権問題啓発講演会、人権研修会）

④ 文化センター・児童館利用者数の推移

年度	人数
平成13年度	56,039人
平成14年度	53,704人
平成15年度	56,228人
平成16年度	53,787人
平成17年度	63,905人
平成18年度	62,882人
平成19年度	65,152人
平成20年度	67,322人
平成21年度	63,859人
平成22年度	65,552人
平成23年度	64,790人

(参考)

- 平成13年度末同和対策事業特別措置法失効。平成14年7月から使用料徴収（経過措置として、他の公共施設の1/3から1/2を減額した使用料を設定）。
 - 平成17年7月から文化センターの休館日を土曜・日曜から日曜・月曜に変更（児童館は以前から日曜・月曜が休館日）。
- 平成20年11月使用料改定（他の公共施設と同水準の使用料に改定）。

(4) 天川文化センター施設整備について

- 造成工事及び施設の実施設計を実施。

を予定。 (5) 相談事業 ① 人権に関する相談コーナーの設置 - 人権相談（市役所 1 階） 毎月第 2・4 月曜日 13:30～16:30 - 女性の相談室（一般相談は市役所 5 階、フェミニストカウンセリング、法律相談は総合福祉センター） - 一般相談：毎週月～金曜日 11:00～16:00 - フェミニストカウンセリング：毎月第 1・3 木曜日 10:30～13:30 - 法律相談：毎月第 2 木曜日 13:30～15:30、毎月第 4 木曜日 18:00～20:00	(5) 相談事業 ① 人権に関する相談コーナーの設置 - 人権相談（市役所 1 階） 人権擁護委員の協力を得て毎月第 2・4 月曜日 13:30～16:30 に設置。 相談件数 11 件 - 女性の相談室 亀岡市男女共同参画条例の施行を機会に、15 年度から「働く女性の家」（総合福祉センター内）に設置。（一般相談は、市役所 5 階人権啓発課内に設置） - 一般相談：相談件数 238 件 - フェミニストカウンセリング：相談件数 50 件（受付件数 50 件） - 法律相談 相談件数 47 件（受付件数 47 件）
--	--

人権教育の取り組み	
基本的考え 本市は、「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち」を目指す都市像としてまちづくりを進めており、その担い手を育成するため、目指す子ども像を「ほっかほか心 ふるさと大好きかめおかっ子」とし、「生きる力」の育成に努めることとしている。 人権教育においては、亀岡市人権教育・啓発推進指針の主旨を生かした人権教育の推進に努め、あらゆる教育活動や学習の機会を通じて、人間として生きる上でもっとも大切にしなければならない基本的人権に関して正しい理解と認識を深める取組を推進するとともに、自己と他者を共に尊重する態度や様々な人権問題の解決に向け実践する態度を培う教育の充実を図る。 ＜重点項目＞ ・「生きる力」の育成 ・学校、家庭、地域との連携、協働の推進 ・生涯にわたる学びの支援 ・人権教育の推進 ・研修の充実	
平成24年度事業計画	平成23年度実績
(1) 学校教育 ① 教職員の人権研修の推進 ・教育公務員としての使命と責任を 自覚する中で、不断の自己研鑽に努めるとともに、教職員の研修計画に基づく研修により人権教育の推進を図る。 ・すべての小中学校で、年間の教職員研修計画を策定し、人権研修や人権教育推進のための研究等を行う。 ② 学校における人権教育充実のための事業 ・基本的人権や同和問題についての正しい理解や認識を深めていけるように、すべての教育活動に人権教育の視点を位置づけ適切な取組を推進する。	(1) 学校教育 ① 教職員の人権研修の推進 ・各小中学校において、人権教育のより一層の推進と研究活動の促進を図るため、研修計画に基づき人権研修を実施した。各教科においても、人権尊重に視点を置いた授業に努めた。 ② 学校における人権教育充実のための事業 ・各小中学校で策定した人権教育推進計画に基づき、日常的な人権研修を実施した。 ・児童生徒の基礎・基本の徹底等による学力の充実向上、並びに進路保障を図る一環

・児童生徒の学力の充実向上を図り、進路保障につなげていけるように、「基礎学力充実推進事業」を継続して実施する。 ・人権教育に関する取組や交流、教育研究活動の推進を図るため、亀岡市人権教育研究会の活動を支援する。 ③ 教育相談充実推進のための事業 ・尊重についての自覚と相互信頼を基盤として、児童生徒の内面理解と実態を把握する中で、的確な教育相談に努める。 ・児童生徒、保護者等の多様な相談に対応できるように、8中学校と1小学校にスクールカウンセラーの継続配置を行う。 ・不登校状態にある児童生徒の内面理解を進めることで早期解決が図れるように、「不登校対策支援員」の継続配置を行う。 ④ 特別支援教育充実のための事業 ・障害のある児童生徒一人ひとりの障害の実態や特性に応じた特別支援教育の充実を図る。	として、「亀岡市基礎学力充実推進事業」を継続実施した。 ・京都府総合教育センターの学力診断テスト等の分析を行う中で、小学校10校、中学校6校を選定して補助金を交付した。 ・人権教育に関する研究や交流活動を推進するため、亀岡市人権教育研究会が実施する「亀岡市人権教育研究大会」や、第63回全国人権・同和教育研究大会に係る経費に補助金を交付した。 ③ 教育相談充実推進のための事業 ・スクールカウンセラーを8中学校と1小学校に配置し、児童生徒、保護者、教師等への相談に対応した。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">相談件数（延べ件数）</td> </tr> <tr> <td>児童生徒</td> <td>604人</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>275人</td> </tr> <tr> <td>教 師</td> <td>469人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,368人</td> </tr> </table> ・不登校の状態にある児童生徒に対し、学校での別室指導や家庭連携を充実させるとともに、児童生徒への理解を深めることで不登校の予防や早期解決が図れるよう、「不登校対策支援員」を配置した。 <table border="0"> <tr> <td>配置校</td> <td>川東小学校：1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>詳徳中学校：1名</td> </tr> </table> ④ 特別支援教育充実のための事業 ・障害のある幼児・児童生徒の教育的ニーズに応じた特別支援教育のあり方に関する実践研究や、障害児・者の正しい理解に	相談件数（延べ件数）		児童生徒	604人	保護者	275人	教 師	469人	その他	20人	合 計	1,368人	配置校	川東小学校：1名		詳徳中学校：1名
相談件数（延べ件数）																	
児童生徒	604人																
保護者	275人																
教 師	469人																
その他	20人																
合 計	1,368人																
配置校	川東小学校：1名																
	詳徳中学校：1名																

・特別支援教育の充実に向けた研究活動等が継続して推進できるように、亀岡市特別支援教育研究会に支援を行う。 ・すべての小中学校に「特別支援教育支援員」を配置し、一人一人の状態に応じて学習面や生活面での支援を行う。 ⑤ 地域学校運営補助事業 ・地域に暮らす子どもたちが、共同学習や共同活動を通じた交流を行うことによって、障害への正しい理解と認識を深めている。 ・障害者への理解促進と特別支援教育の充実に向けて、市内8ブロックにおいて実行委員会形式による「地域学校」の開催に支援を行う。 ⑥ 通級指導教室の開設 ・発達障害や言語に課題のある児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるように、日常的な教育相談活動を充実するとともに、各学校（園）及び関係機関並びに家庭と連携を深め、相談を重視した就・修学や進路指導に努める。 ・通級指導教室は、亀岡小学校に3教室、千代川小学校に2教室、安詳小学校に1教室、東輝中学校に1教室を開設する。	向けた活動等を行う、亀岡市特別支援教育研究会に補助金を交付した。 ・発達障害などにより、学習面や生活面で支援が必要な児童生徒の教育ニーズに対応できるよう、「特別支援教育支援員」を全小中学校に配置した。 市費配置校 小学校 16校 中学校 8校 府費配置校 小学校 5校 ＊小学校3校は2名を配置 ⑤ 地域学校運営補助事業 ・特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもたちと同じ地域に暮らす子どもたちが、共同学習や交流活動を行う中で友情や連帯意識を育てるとともに、障害に対する正しい理解を深めるために実施した「地域学校」の運営経費に補助金を交付した。 実施内容 参加者数：1, 321名 場 所：市内8会場 ⑥ 通級指導教室の開設 ・通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、家庭や学校での日常生活に適応できるように通級指導教室を開設し、障害の状態に応じた指導・支援を行った。 亀岡小学校 : 3学級58人 安詳小学校 : 1学級24人 千代川小学校 : 2学級52人 東輝中学校 : 1学級16人
---	--

① 心の教育推進事業

- ## ② 高齢者さわやか教室の開催

- ### ③ 障害者スポーツ推進事業

- ④ 人権教育講座の開催

- 人権教育講座 4回

- ⑤ 人権教育指導者研修会の開催

（2）社会教育

- ### ① 心の教育推進事業

- 合 計 4, 8 6 6 人

- ## ② 高齢者さわやか教室の開催

- 延べ受講者数 2, 482人

- ③ 障害者スポーツ推進事業

- ・生涯スポーツデー

延べ参加人数 100人

- ④ 人権教育講座の開催

- 人権教育講座 5回

参加人員 476 人

- ⑤ 人権教育指導者研修会の開催

- ・人権教育の指導者の資質向上を目的に人権

を図るため、人権教育指導者研修会を開催する。 人権教育指導者研修会 3回 ⑥ 人権問題学習講座の開催 ・文化センター等において、子ども、保護者及び高齢者等を対象に、地域の実情に応じた講座や交流事業等を実施し、身近な人権学習を推進する。 ⑦ 第30回亀岡市女性集会の開催 ・社会の中にある人権問題に気づき、学んだことを行動に移すとともに、個人の問題を社会の問題と捉えて意見交流を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことをめざし開催する。 ⑧ 平和・人権学習会等の開催 ・8月の平和月間にあわせ、講演や資料展示などにより平和と人権の大切さについて、主に子どもを対象に学習機会を提供する。 ・文化センター、市役所市民ホール等7カ所で開催する。 ⑨ 各地区人権啓発推進協議会等への補助 ・市内にある7つの人権啓発推進協議会等の人権教育・啓発活動に対して補助金を交付し活動を支援する。	教育指導者研修会を開催した。 人権教育指導者研修会 3回 参加人員 260人 ⑥ 人権問題学習講座の開催 ・文化センター等において、人権問題に関する講座や講演会等に参加する機会の少ない高齢者、児童等の保護者を対象に、身近な場所で身近な問題から学んでもらうことを目的に開催した。 6館 78回 参加人員 1,946人 ⑦ 第29回亀岡市女性集会の開催 ・自らの人権意識を問い直し、差別のない人権文化の豊かな地域社会を築くため、職場・地域で行動に移し広めていく機会となることを目的に開催した。 記念講演及び5分科会を開催 参加人員 660人 ⑧ 平和・人権ビデオ鑑賞会等の開催 ・8月の平和月間に、講演やビデオ等により、平和と人権の大切さについて考えるため文化センター等で開催した。 7カ所 参加人員 323人 ⑨ 各地区人権啓発推進協議会等への補助 ・市内の7つの人権啓発推進協議会等の人権研修・啓発活動支援のため補助金を交付した。
---	--

第9次亀岡市交通安全計画

(平成23年度～27年度)

～交通事故のない安全・安心のまちづくりを目指して～

亀岡市交通安全対策会議

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師・看護師に対し、専門的な知識と技術の向上を目的とした教育・研修を実施し、救急医療従事者の確保と資質の向上を図る。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療機関への迅速かつ円滑な収容体制を確保するため、以下の項目を推進する。

ア 救急医療患者の迅速、円滑な収容体制の確保

救急医療機関への迅速、円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等相互の緊密な連携・協力体制の確保を推進するとともに、医療機関とのホットライン等の連絡手段を充実させ、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。また、京都府救急医療情報システムの医療機関情報や「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を活用して、迅速かつ円滑な収容を図る。

イ 医療機関と消防機関の効果的な連携体制の整備

救急現場・搬送途上における救急医療の充実を図るため、救急自動車に医師、看護師等が同乗して、搬送途上等で高度の応急処置を行う体制の整備等について検討を進める。

また、亀岡市医師会等関係団体や各医療機関と連携して、地域の医療協力を進め、救急医療体制の充実強化を図る。

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けるなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

また、交通事故被害者等に対して、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

ア 自動車損害賠償保障事業の充実

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険（自賠責共済））による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自

自動車損害賠償保障事業¹についても、被害者に対する保障金の支払の迅速化等により、その充実を図る。

イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く府民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

ウ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

（２）損害賠償の請求についての援助等

ア 交通事故相談活動の推進

交通事故被害者やその家族からの相談に適切に応じられるよう初期相談機能の充実を図り関係保護機関・団体等との連絡協調体制によって相談業務の円滑かつ適正な運営を図る。

また、多様化・複雑化する相談内容に対処するため、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進する。

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

また、市が行う市民相談の一環として、交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、交通事故紛争処理センター、法律扶助協会、弁護士会、日本司法支援センター、交通安全活動推進センター等と連携し、交通事故についての相談及び援助の充実を図る。

（３）交通事故被害者支援の充実強化

ア 自動車事故被害者に対する援助措置

京都府交通遺児奨学金制度や亀岡市交通遺児激励金制度の周知を図る。

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署交通課（交通相談）、交通安全活動推進センター、京都府交通事故相談所、京都府犯罪被害者サポートチー

1 ひき逃げ事故や加害車両が無保険車の場合には、被害者が自賠責保険による損害賠償を加害者から受けられないため、政府が自賠責保険の支払基準に準じた損害額を被害者に支払うという、自賠責保険を補完する国の事業

ム、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、(社)京都犯罪被害者支援センターをはじめとする民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

京都府警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた交通事故被害者の手引「力になりたい」を配付し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、京都府警察の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養（研修）の強化に努める。

検察庁、刑事施設、保護観察所などが連携し、交通事故被害者等に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果、加害者の処遇状況等に関する情報を提供する。

検察庁においては、被害者支援員を配置し、交通事故被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、検察庁における各種手続の手助けをするほか、交通事故被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行う。

また、検察職員に対し、各種研修において、犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を実施するほか、日常業務における上司による個別の指導等を通じ、交通事故被害者等の精神的状態等に対する理解の増進に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進に努める。

保護観察所においては、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、交通事故被害者等からの相談に応じて、更生保護における被害者等施策の各種手続の手助けをするほか、必要な関係機関等を紹介するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進する。更生保護官署職員に対しても、各種研修において、交通事故被害者等や被害者支援団体関係者の講義を実施するなどし、交通事故被害者等の置かれている現状や心情などについて理解を深めるよう努める。